

平成25年4月12日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(51) 1
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(52) 1

選挙管理委員会告示

秋選管告示第51号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年4月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,195

3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

213,719

秋選管告示第52号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年4月12日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市	89,048
能代市山本郡	25,629
横手市	27,730
大館市	21,958
男鹿市	9,247
湯沢市雄勝郡	19,863
鹿角市鹿角郡	11,308
由利本荘市	23,556
潟上市	9,541
大仙市仙北郡	31,083
北秋田市北秋田郡	11,132
にかほ市	7,503
仙北市	8,327
南秋田郡	7,329

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)